

鳥栖・三養基地区消防事務組合

令和元年12月組合議会臨時会 会議録

令和元年12月26日

1 出席議員氏名

森山 林	品川 義則	内川 隆則	尼寺 省悟	古賀 和仁
松隈 清之	栗野 久明	園田 邦広	古賀 通	牟田 秀文
中山 五雄	寺崎 太彦			

2 欠席議員氏名

なし

3 議会録署名議員

品川 義則 園田 邦広

4 地方自治法第121条による説明員氏名

管理者	橋本 康志	副管理者	末安 伸之
副管理者	松田 一也	副管理者	武廣 勇平
消防長	下田 辰也	次長	藤戸 憲久
次長兼西消防署長	秋吉 孝二	次長兼鳥栖消防署長	森園 省三
総務課長	松永 康輝	警防課長	船津 直樹
予防課長	井上 耕一	情報指令課長	田中 清雅
総務課参事	大坪 広武	総務課長補佐	権藤 達弥
財政係長	園木 勝彦		

5 議会事務局員氏名

総務係主任 松永 勇司

6 議事日程

日程第 1	議長の選挙
日程第 2	会期決定
日程第 3	議会録署名議員の指名
日程第 4	管理者提案理由説明
日程第 5	鳥栖・三養基地区消防事務組合職員の分限に関する手続及び効果に関する条例等の一部を改正する条例
日程第 6	鳥栖・三養基地区消防事務組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

7 議会に付した案件

議事日程のとおり

8 議会の経過

開会 14時32分から14時46分

(品川副議長)

皆さん、こんにちは。当組合議会の議長が、現在欠けております。従いまして、議長選挙まで副議長の私が議長の職務を行います。皆様方ご協力のほどよろしくお願いいたします。

本日、鳥栖・三養基地区消防事務組合告示第6号におきまして、組合議会臨時会が招集されました。只今、出席人員12名、よって定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたします。これより組合議会臨時会を開会いたします。

ただちに本日の会議を開きます。日程に入ります前に、新しく組合議員になられました方を私から紹介させていただきます。鳥栖市から令和元年12月2日付けで選出されました、森山 林議員、ご挨拶をお願いします。

(森山議員)

皆さん、こんにちは。この度久しぶりに消防議会にお世話になります、鳥栖市議会の森山でございます。どうかよろしくお願いいたします。

(品川副議長)

ありがとうございました。以上をもちまして、新しく組合議員に就任された方の紹介を終わらせていただきます。

日程第1 議長の選挙を行います。お諮りいたします。

議長選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選によりたいと思います。これにご異議ございませんか。

— (異議なしの声) —

(品川副議長)

ご異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選によることに決しました。
それでは、指名推薦をお願いします。

(中山議員)

はい、議長。

(品川副議長)

中山議員。

(中山議員)

議長の選挙につきましては、只今、指名推選ということでございましたので、推薦いたしたいと思います。本日までの組合議会の議長は、発足当時より鳥栖市の市議会議長をもって充てていたとお聞きしております。従いまして、只今提案されております議長選挙には、鳥栖市議会議長であります、森山 林議員を議長に推薦いたします。どうかよろしくをお願いします。

(品川副議長)

只今、中山議員から森山議員を議長にとの推薦がございました。これにご異議ありませんか。

— (異議なしの声) —

(品川副議長)

ご異議なしと認めます。よって、森山議員を議長の当選人と定めます。議長に当選されました森山議員がおられますので、会議規則第31条第2項の規定により告

知をいたします。それでは、議長の当選承諾及びご挨拶をお願いいたします。

(森山議長)

改めましてこんにちは。只今の選挙によりまして議長に選出していただきまして、誠にありがとうございました。誠心誠意に職務に遂行してまいりたいと思いますので、皆様のご指導ご鞭撻を賜りますようよろしく申し上げましてご挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

(品川副議長)

只今まで、皆様のご協力によりまして、円滑に議事を進めさせていただきましたことに厚くお礼を申し上げます。私の職務は、以上で終わらせていただきます。

(森山議長)

只今から議事を進めさせていただきます。よろしくお願いいたします。

日程第2 会期決定の件を議題といたします。お諮りします。臨時会の会期は、本日1日間といたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

— (異議なしの声) —

(森山議長)

ご異議なしと認めます。よって、臨時会の会期は、本日1日間と決定いたしました。

日程第3 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員の指名につきましては、会議規則第94条の規定により、議長において品川義則議員並びに園田邦広議員を指名いたします。

日程第4 管理者提案理由の説明を求めます。

(橋本管理者)

議長。

(森山議長)

橋本管理者。

(橋本管理者)

本日、ここに組合議会臨時会を招集いたしまして、提案しております議案について概要をご説明し、ご審議をお願いすることといたしました。

議案第12号 鳥栖・三養基地区消防事務組合職員の分限に関する手続及び効果に関する条例等の一部を改正する条例について申し上げます。これは、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化を図るため関係条例の改正を行うものでございます。

次に、議案第13号 鳥栖・三養基地区消防事務組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について申し上げます。これは、人事院勧告等に準じまして、本組合においても職員の給与を改定するものでございます。

以上をもちまして、提案理由の説明を終わりますが、何とぞよろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

(森山議長)

ありがとうございました。

日程第5 議案第12号 鳥栖・三養基地区消防事務組合職員の分限に関する手続及び効果に関する条例等の一部を改正する条例について議題といたします。提案理由の詳細説明を求めます。

(松永総務課長)

はい、議長。

(森山議長)

松永総務課長。

(松永総務課長)

議案第12号 鳥栖・三養基地区消防事務組合職員の分限に関する手続及び効果に関する条例等の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。議会資料①の1ページをお願いいたします。

今回の改正につきましては、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、地方公務員法で規定される成年被後見人等の欠格事項に係る措置について適正化が図られ、原則として現行の欠格事項が単純に削除されたことを受け、当該条文を引用している条例の条文について所要の整理を行うものでございます。

第1条の鳥栖・三養基地区消防事務組合職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の改正については条文の整理、第2条の鳥栖・三養基地区消防事務組合職員の給与に関する条例及び第3条の鳥栖・三養基地区消防事務組合職員の退職手当に関する条例の改正につきましては、それぞれ成年被後見人又は被保佐人を期末・勤勉手当と退職手当の支給対象外とする事項から除外するものでございます。

なお、施行につきましては公布の日からといたしております。②の議案参考資料の1ページから5ページに新旧対照表を添付いたしておりますので、ご参照いただければと思います。以上、説明とさせていただきますが、何とぞよろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

(森山議長)

以上、提案理由の詳細説明が終わりましたが、これより議案第12号の質疑を行います。

(森山議長)

質疑を終わります。

本議案については、討論を省略して、直ちに採決を行います。

議案第12号 鳥栖・三養基地区消防事務組合職員の分限に関する手続及び効果に関する条例等の一部を改正する条例については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

— (異議なしの声) —

(森山議長)

ご異議なしと認めます。よって、議案第12号は原案のとおり可決することになりました。

日程第6 議案第13号 鳥栖・三養基地区消防事務組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について議題といたします。提案理由の詳細説明を求めます。

(松永総務課長)

はい、議長。

(森山議長)

松永総務課長。

(松永総務課長)

議案第13号 鳥栖・三養基地区消防事務組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。議会資料①の2ページをお願いいたします。

改正の内容でございますが、人事院勧告等に準じ、民間の初任給との間に格差があること等を踏まえ、多彩で優秀な人材を確保する観点から、職員の初任給を上げるため、職員給与が民間給与を下回る97円の公民格差の範囲内で、若年層の職員の月例給について引き上げるとともに、期末・勤勉手当支給月数の上限について、0.05月分の引き上げをお願いするものでございます。

なお、第1条の規定による給料の改正につきましては、本年4月1日から適用いたしますが、同条による勤勉手当の改正につきましては、本年12月1日から適用するため、引き上げた勤勉手当の0.05月分は、12月に支給いたしました勤勉手当として配分し、次年度以降につきましては、第2条の規定により、6月と12月に支給する勤勉手当にそれぞれ0.025月分を配分、これまで年2回の支給合計が上限4.45月分であった期末・勤勉手当について、4.50月分とするものでございます。

また、増額する人件費に関しましては、これまでの給料等に係る支出で不用額がございますので、既決の予算内において対応したいと考えているところでございます。②の議案参考資料の6ページから7ページに新旧対照表を添付いたしておりますので、ご参照いただければと思います。

以上、説明とさせていただきますが、何とぞよろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

(森山議長)

以上、提案理由の詳細説明が終わりましたが、これより議案第13号の質疑を行います。

—（質疑なしの声）—

（森山議長）

質疑を終わります。

本議案については、討論を省略して、直ちに採決を行います。

議案第13号 鳥栖・三養基地区消防事務組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

—（異議なしの声）—

（森山議長）

ご異議なしと認めます。よって、議案第13号は原案のとおり可決することに決しました。

以上で本日の日程は、全て終了いたしましたので、組合議会臨時会を閉会いたします。

閉会 14時46分

地方自治法第123条の規定に基づき、ここに署名いたします。

令和 2 年 / 月 / 0 日

会議録署名議員

鳥栖・三養基地区消防事務組合議長

新 山 林

鳥栖・三養基地区消防事務組合議員

園 田 邦 彦

鳥栖・三養基地区消防事務組合議員

品 川 義 則